

本表の収録の範囲及び食品分類等

1 本表の収録の範囲

本表は、各年度に東京都、特別区、八王子市及び町田市の各自治体が食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)及び食品表示法(平成25年法律第70号。以下「表示法」という。)に基づく収去又は購入及び任意提出等により収集した検体(食品、添加物、器具及び容器包装等)について、東京都健康安全研究センター及び各区衛生試験所等で検査を行ったものについて掲載した。なお、表示法においては、各機関が現場検査を行ったものについても掲載した。ただし、スタンプ検査、汚染源調査のためのふき取り検査、食中毒・苦情にかかわる収去検査は除外した。

2 検査品目数

本表の「検査品目数」は、検査した検体数を品目数とした。ただし、同一検体について細菌検査及び化学検査を実施した場合には、それぞれ「1」として計上した。

また、同一検体を特別区衛生試験所及び東京都健康安全研究センター等の複数の検査機関で検査した場合には、1品目として計上した。

3 違反品目数

本表の「違反品目数」は、収去検査結果により、法第6条、10条、12条、13条、16条、18条、19条及び第68条の準用規定に違反した検体数並びに表示法第5条(衛生事項)に違反した検体数を品目数として計上した。

同一検体に二つ以上の違反理由があり、細菌検査及び化学検査による違反がそれぞれある場合については、細菌検査及び化学検査の違反品目数に、それぞれ「1」として計上した。

同一検体を複数の検査機関で検査し、結果が適法と違法とに分かれた場合には、違反として処理した事例についてのみ計上した。

なお、食品添加物の物質名の誤記等の表示違反や無表示等、検査結果に基づかない違反、指導基準違反等の上記違反条項に該当しないものは計上していない。

4 違反数

違反品目数を違反条項ごとに計上した。

同一検体が二つ以上の条項に違反している場合には、それぞれの条項に「1」として計上した。

なお、法第13条にあっては、違反内容に応じて「成分規格違反」、「添加物の使用基準違反」、「添加物の対象外使用」、「基準値を超えた動物用医薬品の残留」及び「農薬の一律基準違反」に、表示法(衛生事項)にあっては、「添加物表示なし」、「表示がある添加物の不検出」、「『L-フェニルアラニン化合物を含む』旨の表示なし」及び「アレルギー特定物質表記なし」にそれぞれ分類し計上した。

そのため、違反品目数と違反数は一致しない。

5 輸入品の範囲

輸入品とは、原産国表示の有無にかかわらず、国外で生産されたことが明らかなものをいい、輸入後に細切、小分け、加熱、乾燥、冷凍等の簡易な加工を行ったものを含む。

6 食品分類

収集した検体は、次の分類に従って計上した。なお、表示法に基づいて収去した検体についても、整合性をとるために以下の分類に従って計上した。

(1) 「魚介類及びその加工品」

ア 「魚介類」

魚類、貝類、藻類及びその他の魚介類(たこ、かに等)

イ 「魚介類加工品」

魚肉練り製品(かまぼこ、ちくわ等)及びその他の魚介類加工品(乾物、塩辛、つくだ煮等)。ただし、「缶詰・びん詰食品」に該当するものを除く。

(2) 「冷凍食品」

食品の規格基準に規定された「製造し、又は加工した食品(清涼飲料水、食肉製品及び鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。)」及び「切身又はむき身にした鮮魚介類(生かきを除く。)」を凍結させたものであって容器包装に入れられたもの

ア 「無加熱摂取冷凍食品」

冷凍食品のうち、製造し又は加工した食品を凍結させたものであって、飲食に供する際に加熱を要しないとされているもの

イ 「凍結前加熱済・加熱後摂取冷凍食品」

加熱後摂取冷凍食品(冷凍食品のうち、製造し又は加工した食品を凍結させたものであって、飲食に供する際に加熱を要するとされているもの)であって、凍結させる直前に加熱されたもの

ウ 「凍結前未加熱・加熱後摂取冷凍食品」

加熱後摂取冷凍食品であって、凍結させる直前に加熱されたもの以外のもの

エ 「生食用冷凍鮮魚介類」

切身又はむき身にした鮮魚介類であって、生食用のものを凍結させたもの

(3) 「肉・卵類及びその加工品」

鳥獣類の肉及び内臓、卵類並びにこれらの加工品。ただし、「缶詰・びん詰食品」に該当するものを除く。

(4) 「乳・乳製品」

ア 「牛乳・加工乳・その他の乳」

「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」(昭和26年厚生省令第52号。以下「命令」という。)第2条第1項から第12項に規定するもの

イ「乳製品」

命令第2条第13項に規定するもの。ただし、アイスクリーム類、乳酸菌飲料を除く。

ウ「乳類加工品」

乳酸菌飲料及び乳を主要原料とするもの等。ただし、アイスクリーム類を除く。

エ「アイスクリーム類・氷菓」

命令第2条第21項に規定するもの、かき氷、アイスシャーベット、シェイクその他液体食品及びこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品

(5)「農産物等及びその加工品」

ア「穀類及びその加工品」

穀類(豆類を除く。)及びこれに類する食品並びにその加工品(食パン、乾(生)スパゲッティ、そば、うどん等)。ただし、「缶詰・びん詰食品」に該当するものを除く。

イ「野菜類・果物及びその加工品」

豆類及びその他の野菜類、果物並びにその加工品(豆腐、納豆等)。ただし、「缶詰・びん詰食品」に該当するものを除く。

(6)「菓子類」

せんべい、あん、ジャム、マーマレード、クリーム等及びそれらを用いた菓子(あんパン、クリームパン等)を含む。

(7)「飲料・氷雪・水」

ア「清涼飲料水」

乳、乳製品及び乳を主要原料とするものを除く酒精分1容量パーセント未満を含有する飲料

イ「酒精飲料」

酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料(溶解して酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。)

ウ「氷雪」

飲食に供する氷

エ「水」

飲用若しくは調理等に使用する水。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道から直接供給される水を除く。

(8)「その他の食品」

ア「缶詰・びん詰食品」

(1)「魚介類及びその加工品」ア「魚介類」から(7)「飲料・氷雪・水」エ「水」及び(8)「その他の食品」イ「調味料」からウ「そうざい類及びその半製品」までの区分に該当しない缶詰・びん詰された食品

イ「調味料」

砂糖、塩、みそ、醤油、マヨネーズ、調味液、食酢等及び酒精飲料に該当しないみりん等。ただし、「缶詰・びん詰食品」に該当するものを除く。

ウ「そうざい類及びその半製品」

通常副食物としてそのまま供されるもの(煮物、焼物、揚げ物、酢の物、和え物及び蒸し物等)及びそれらの中間製品。ただし、「缶詰・びん詰食品」に該当するものを除く。

エ「上記以外の食品」

(1)魚介類及びその加工品 ア「魚介類」から(8)「その他の食品」ウ「そうざい類及びその半製品」までの各区分に該当しない食品(おにぎり、弁当、調理パン等)

(9)「添加物」

ア「別表第1の添加物及びその製剤」

法第12条において厚生労働大臣が定めるもの

イ「その他の添加物」

添加物のうち、ア「別表第1の添加物及びその製剤」以外の添加物

(10)「器具及び容器包装、おもちゃ」

ア「器具及び容器包装」

法第4条第4項及び第5項に規定するもの

イ「おもちゃ」

法第68条第1項において厚生労働大臣が指定するもの